

第 6259 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月14日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 青色申告の簡易帳簿と保存期間

Q : パン屋さんを始めようと思っています。青色申告を簡易帳簿でしようと思っていますが、どのような帳簿が必要ですか、また、保存期間はどのようになっていますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

青色申告をする人は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

- ①現金出納帳
- ②売掛帳
- ③買掛帳
- ④経費帳
- ⑤固定資産台帳

また、帳簿の保存期間は次のようになっています。

- ①帳簿…7年
仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など
- ②決算書類関係…7年
損益計算書、貸借対照表、棚卸表など
- ③現金預金取引等関係書類…7年(前々年分所得が300万円以下の人は5年)
領収書、小切手控、預金通帳、借用書など
- ④その他の書類
請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

